

保健医療計画

		医療審議会	医療計画部会	5 疾病・5 事業 + 在宅	6 事業目 (新興感染症対応)
令和5年度	4 ～ 6 月		<ul style="list-style-type: none"> ●事前通知 5月頃 <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの進め方（案）・国の指針の内容 ・構成・策定手順及びスケジュール（案） ・二次医療圏（案）の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ●5 疾病・6 事業等に係る各協議会等 5月頃～ (検討内容) ・見直しの進め方 ・国の指針の内容 ・各疾病・事業ごとの医療圏の弾力的な設定に係る検討 ・各疾病・事業ごとの医療連携体制 ・各疾病・事業ごとの指標・数値目標（指標のロジックを含む）施策 など (各協議会等は3回程度開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新興感染症については、新たに協議会を組織し、予防計画の見直し（県と医療機関との間で、病床、発熱外来等への医療の確保等に関する協定締結に向けた協議を含む）と併せて検討する予定。 (今後、感染症法等改正法案が可決・成立し、国から基本指針が示され次第着手予定。)
	7 ～ 9 月		<ul style="list-style-type: none"> ●第1回 計画部会 9月頃 (検討内容) <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（案）の決定 構成・策定手順・スケジュール ・二次医療圏（案）の決定 ・各協議会の検討状況（指標、医療圏等） 		
	10 ～ 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回 審議会 10月頃 (検討内容) <ul style="list-style-type: none"> ・部会の検討状況報告等 ●第2回 審議会 12月頃 (検討内容) <ul style="list-style-type: none"> ・部会の検討状況報告等 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回 計画部会 11月頃 (検討内容) <ul style="list-style-type: none"> ・各協議会の検討状況（指標のロジック、医療圏等） ・基準病床数の試算 		
	1 ～ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回 審議会 3月頃 (検討内容) <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画案を医療審議会に諮問 ・答申 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回 計画部会 1月頃 (検討内容) <ul style="list-style-type: none"> ・素案の提示 ・基準病床数（案）決定 		
令和6年度		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>新たな保健医療計画施行</p> </div>			<p>令和6年4月1日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律施行</p>